

草津市告示第280号

公示送達について

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所等が不明で送達不能につき、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示送達する。

送達すべき書類は、草津市総務部税務課に保管しており、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和8年6月11日

草津市長 橋川 渉

1 送達すべき書類

国民健康保険税賦課更正（決定）通知書

2 送達を受けるべき者の氏名等

別紙のとおり

3 上記の書類については、令和8年6月18日に送達があったものとみなす。

国民健康保険税賦課更正（決定）通知書

連番	氏名	賦課年度	課税年度分
1	田上 隆広	令和7年度	令和7年度
2	井之口 武	令和7年度	令和7年度
3	藤野 宏行	令和7年度	令和7年度
4	PARK JAEYOUNG	令和7年度	令和7年度
5	中村 博子	令和7年度	令和7年度
6	村崎 雷璽	令和7年度	令和7年度
7	NUR ADEEBA TASNIM BINTI MUHAMAD SHUKRI	令和8年度	令和7年度